

避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、①同町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、長年地元で漁業や農業に従事しつつ、消防団員や神社の氏子として活動するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として70万円の賠償が認められたほか、②心臓の持病により身体障害等級1級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円又は6万円。ただし、既払金は控除。）の賠償、③家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間につき月額1万円）の賠償が認められた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金146万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争

解決センターに交付する。
令和6年12月4日

(仲介委員 副田 純子)

別 紙

損害項目	期間	損害額
生活基盤喪失による精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第 2 の 2)	—	700,000 円
精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第 2 の 4 I ②)	H23. 3. 11～H30. 3. 31	570,000 円
精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第 2 の 4 I ⑧)	H23. 3. 11～H24. 9. 30	190,000 円
損害額合計		1,460,000 円

以 上